

岩元文雄さん



(いわもと・ふみお)
1988年、青山学院大学卒業。
サラリーマン生活を経て、02年4月にカクイわた基準福祉用具株式会社(現・カクイックス)入社。03年3月、福祉用具部門を分社独立し株式会社カクイックスウィングを設立。05年より同社代表取締役社長。全国福祉用具専門相談員協会理事長、日本福祉用具供給協会副理事長なども務める

人は暮らしの中で様々な道具を使いこなして生活をしていきます。その中で、加齢によって体力が衰えたり、障害や怪我で生活に支障が生じたりした時に失われた機能を補ってくれる道具が福祉用具です。分がらやすしい例を言いつ、眼鏡はまさに代表的な福祉用具の一つです。介護保険制度では、そうした

福祉用具をレンタル料や販売価格の1割～3割の自己負担で利用することが出来ます。利用できる福祉用具の種類は、貸与レンタルが①車いす②車いす付属品③特殊寝台④特殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具⑥体位変換器⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助⑪認知症老人徘徊感知機⑫移動用リフト(吊り具

の部分を除く)⑬自動排泄処理装置(交換可能部品除く)――の13種目。

購入できるものが、①腰掛便座(ポータブルトイレ等)②自動排泄処理装置の交換可能部品③入浴補助用具(シャワーチェア等)④電気柵⑤移動用リフトの5種の部分の5種目となります。

専門職が福祉用具の利用を支援

福祉用具専門相談員が利用を支援

福祉用具は、より便利に使いこなすことで、できることが増えてきたり、一人でもできるものになったり、生活範囲が拡大したり、介護する人の負担が大きく軽減

されたりする、とても便利な道具です。他の道具や器具は、加齢や病気が生活の問題が生じない限り、興味がなく、見たり触れたりすることが非常に少ない点です。そのため、いざ必要になった時に、どんな種類の福祉用具があるのか、あるいは、どのように使えばいいのかわ

する他の専門職たちとチームになって、福祉用具の利用を支援することが、福祉用具サービスには求められています。そのため福祉用具の選び方をまったく知らない方でも、必要な時に自分の身体の状態や住環境にあった最適な福祉用具を選べるようになるのです。

障は、身体状況や介護環境の変化に合わせて、使用する福祉用具を替えられるようになっています。歩けるようには、歩行器を使って安全に歩けるようにする。歩けなくなったり、車いすを利用して、これまでと同じように移動できるようにするなどの工夫です。

今年度から新たなルールが追加
介護保険制度では、利用者の方がより適切に福祉用具が選択できるように、この4月から福祉用具専門相談員が、その利用者に適すると思われる福祉用具について、機能や価格が異なる複数の用具を提案することが義務付けられたほか、10月からは提案する福祉用具の全国平均値と価格を利用者に説明することが義務付けられました。こうした情報をもとに、自分に合った福祉用具を選んだり、適切な価格で利用したりする仕組みが改められています。

に困ります。そこを支援していただくのが、われわれ福祉用具専門相談員と呼ばれる専門職の役割です。

介護保険はレンタルが原則

介護保険では、福祉用具事業者に各以上の福祉用具専門相談員の配置が義務付けられています。その福祉用具専門相談員が、ケアマネジャーをはじめと

介護保険における福祉用具サービスの最も大きな特長は、貸与(レンタル)が原則になっている点です。加齢や病気によって身体機能が変化しやすい高齢者の生活を支えるために、介護保